貸付自粛対応に関する規則

<table>
<tr><th>条項</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第８条</td><td>（申告の方法）
第８条　申告は、協会に設置された相談センター又は苦情・相談受付窓口（以下「受付窓口」という。）に対し、協会所定の貸付自粛（登録・訂正）申告書を持参、郵送又は電磁的方法にて提出して行う。
２　前項の申告を行うにあたっては、協会が申告者の本人特定事項の確認を行うため、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に規定する本人特定事項の確認方法に基づき、協会が定める方法により提出しなければならない。</td><td>（申告の方法）
第８条　申告は、協会に設置された苦情処理・相談受付窓口（以下「受付窓口」という。）に対し、協会所定の貸付自粛（登録・訂正）申告書を持参、郵送又は電磁的方法にて提出して行う。
２　貸付自粛（登録・訂正）申告書を提出するに際しては、以下の甲欄に掲げる場合にそれぞれ対応する乙欄記載の書類を提示し又は写しを添付しなければならない。電磁的方法による申告の場合は、撮影し送信しなければならない。
<table><tr><th></th><th>甲</th><th>乙</th></tr><tr><td>(1)</td><td>自粛対象者本人による申告の場合</td><td>①　申告者に係る以下に掲げる本人確認書類（氏名、住所及び生年月日の記載あるもの。ただし、住所欄のないもの及び住所の記載のないものは現住所が確認できるもの１点との組み合わせ。以下同じ。）のうち２点
(a)　運転免許証
(b)　運転経歴証明書
(c)　個人番号カード（マイナンバーカード）
(d)　旅券（パスポート）
(e)　各種健康保険証
(f)　在留カード・特別永住者証明書
(g)　住民基本台帳カード
(h)　身体障害者手帳
(i)　年金手帳
(j)　印鑑登録証明書
(k)　戸籍の謄本</td></tr></table></td></tr>
</table>

					(l)　住民票 (m)　上記(a)から(l)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの 上記書類のうち、有効期限のあるものについては有効期限内のもの、それ以外は発行日から６か月以内のもの
			(2)	法定代理人等による申告の場合	①　申告者に係る前号に掲げる本人確認書類のうち２点 ②　未成年者の親権者である場合には、戸籍全部事項証明書又は本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書 ③　②の場合を除き、法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判所の謄本又は後見登記ファイルの登記事項証明書
			(3)	前条第２項又は第３項に掲げる者による申告の場合	①　申告者に係る(1)①に掲げる本人確認書類のうち２点 ②　申告者と自粛対象者との続柄を称する６か月以内に発行された戸籍全部事項証明書、住民票記載事項証明書又は家庭裁判所の発行する審判所謄本その他これらに類する公的証明書（外国政府の発行するものを含む）
	３　第１項の申告が自粛対象者本人以外の者によるものである場合には、以下の甲欄の別		[新設]		

<table>
<tr>
<td></td>
<td>に応じてそれぞれ対応する乙欄記載の書類（写しを含む）を提出しなければならない。
<table><tr><th></th><th>甲</th><th>乙</th></tr><tr><td>(1)</td><td>未成年者の親権者による申告の場合</td><td>戸籍全部事項証明書又は本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書</td></tr><tr><td>(2)</td><td>未成年者の親権者以外の法定代理人等による申告の場合</td><td>法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本又は後見登記ファイルの登記事項証明書</td></tr><tr><td>(3)</td><td>前条第２項又は第３項に掲げる者による申告の場合</td><td>申告者と自粛対象者との続柄を称する６か月以内に発行された戸籍全部事項証明書、住民票記載事項証明書又は家庭裁判所の発行する審判書謄本その他これらに類する公的証明書（外国政府の発行するものを含む）</td></tr></table>4　第７条第１項から第３項までに掲げる者が代理人によって申告を行おうとする場合には、申告者は、前二項に定めるもののほか、当該代理人の本人特定事項を第２項に定める方法と同様の方法により提出するとともに、その代理権を疎明するため、委任状その他の合理的な方法により作成された資料を提出しなければならない。
ただし、弁護士による代理の場合その他協会が特に認める場合には、申告者は、当該代理人の実在性及び同一性並びにその資格等を判断するに足りる事項を相当な方法により提出することをもって、本人特定事項及び代理権に関する前段の提出に代えることができる。</td>
<td>[新設]</td>
</tr>
<tr>
<td>第 11 条</td>
<td>[略]
2　第８条第２項から第４項の規定は、撤回等の場合に準用する。</td>
<td>[略]
2　第８条第２項の規定は、撤回等の場合に準用する。</td>
</tr>
<tr>
<td>附則</td>
<td>附　則（平 30.4.1）
この改正は、平成 31 年３月 29 日から施行する。
（注）改正条項は、次のとおりである。
第２条、第３条、第８条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、
第 16 条、（新設）第 19 条、（新設）第 20 条、第 21 条、第 22 条、
別紙１貸付自粛の運用に関する事項 1.4.5.6 を改正。</td>
<td>附　則（平 30.4.1）
この改正は、平成 31 年３月 29 日から施行する。
（注）改正条項は、次のとおりである。
第２条、第３条、第８条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、
第 16 条、（新設）第 19 条、（新設）第 20 条、第 21 条、第 22 条
別紙１貸付自粛の運用に関する事項 1.4.5.6 を改正。</td>
</tr>
</table>

附則	附　則（令 8.6.10） この改正は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。 （注）改正条項は、次の通りである。 第 8 条第 1 項～第 4 項、第 11 条第 2 項を改正。	[新設]